

第2回 国民保護協議会 議事録全編

と き	平成 18 年 8 月 1 日 (火) 午後 2 時 ~ 3 時
と ころ	市役所別館 4 階 第 3、4 委員会 出席委員 38 名 (欠席 2 名) 傍聴者 20 名

1 開 会

司 会 それでは時間となりましたので、会議をはじめさせていただきます。私は枚方市危機管理部の山下でございます。本日の司会を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、開会に先立ちましてご報告申し上げます。本日は、20 名の方が傍聴者として、入っておられます。また、本市ホームページにおきまして第 1 回枚方市国民保護協議会の議事録を含めまして情報を公開しております。

また、前回の会議において、ご発言される際のマイク設備の使用方法について説明が不十分であったことを申し訳なく思っております。下の台はスピーカーとなっております。四角いスイッチでマイクとスピーカーの機能が切り替わるようになっております。ご発言の際には、マイク本体を口に近づけていただき、マイクの茶色の台にあります四角いスイッチを押してご発言ください。発言が終わられましたら再度スイッチを押していただきますようお願い致します。

さらに、「夏のエコライフキャンペーン」としまして、9 月末まで事務室内の冷房温度を 28 とします。この取り組みを徹底するため、期間中、市長始め職員はノーネクタイ・ノー上着で勤務しますのでご了承願います。委員の皆様方につきましては、大変暑くなっておりますので、ノーネクタイ・ノー上着でも結構です。よろしくお願いいたします。

2 会 長 挨拶

司 会 それでは、ただ今から「第 2 回枚方市国民保護協議会」を開催させていただきます。開催にあたりまして、枚方市国民保護協議会会長であります、枚方市 中司市長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

会 長 皆様こんにちは。第 2 回枚方市国民保護協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。皆様には、大変お忙しい中、本日の協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また日頃から防災や危機管理行政の推進をはじめ、市政の各般に亘りまして、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、先月の 5 日には、北朝鮮が、弾道ミサイル 7 発を日本海に向けて発射するという事案が発生いたしました。国においては、官邸対策室や、消防庁の情報連絡室が設置され、緊急連絡体制の確認などの初動体制がとられましたが、本市におきましても大阪府などとともに情報収集を行って、その共有化にも勤めてきたところでございます。こうした事態をはじめ、世界各地で平和を脅かすテロ行為や紛争が相次いでおり、これらの脅威への対処策が課題となっているところでございます。とりわけ市民生活の安全確保につきましては、本市の最も重要な使命であり、なによりも優先して取り組まなければならない課題であると考えております。武力攻撃や

テロといった事態はあってはならないことではありますが、万一の事態を想定して、あらかじめしっかりとした計画を策定しておくことが大切だと考えております。

本日は、皆様には、事態発生の際に、的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう、第1回協議会において提示させていただきました本市国民保護計画（試案）について、本協議会委員の皆様方からご意見を頂戴し、また庁内国民保護計画策定会議委員・幹事の意見を集約して作成いたしました国民保護計画（案）についてご審議をいただきたいと思っております。

また、実際の措置にあたりましては、住民のご理解と自発的な協力が欠かせないことから、今後インターネットアンケートも実施をしながら、広く市民の皆様からご意見を募ってまいります予定であります。各市町村では18年度に国民保護計画を策定することになっておりまして、本市におきましても、本協議会委員の皆様のお力添えをいただきながら、本市の実情に沿った、より実行性のある計画を策定したいと考えております。本日は、非常に限られた時間ではございますが、皆様にはそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見をお願い申し上げますとともに、今後益々のご活躍とご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

司 会 本日の会議は、配布しております次第に基づき、進めさせていただきますが、議題に入ります前に、まず、資料の確認をさせていただきます。

配布資料

資料1	8月1日現在の協議会委員名簿
資料6	枚方市国民保護計画（案）の概要
資料7	枚方市国民計画保護策定スケジュール
資料8	資料2、資料3の正誤表
資料番号なし	資料5枚方市国民保護計画（案）の差し替え原稿

事前送付資料

資料2	協議会委員からの計画案に対する質問等及び事務局回答
資料3	協議会委員からの計画案に対する意見等及び事務局回答
資料4	第1回協議会以降の計画案修正箇所の新旧一覧表
資料5	枚方市国民保護計画（案）

司 会 続きまして、委員の皆様方の出席状況を報告します。本協議会は枚方市国民保護協議会条例第4条第2項の規定に基づきまして会議の成立には過半数の委員の皆様のご出席が必要となります。委員総数40名の内、本日、38名の委員の方のご出席をいただいておりますので、本協議会会議が有効に成立していることを確認させていただきます。

それでは、早速、議題に移らせていただきたいと思います。枚方市国民保護協議会条例第4条第1項の規定には、国民保護協議会の会長が議長となると定められており、本協議会の会長であります中司市長に議長をお願いしたいと思います。それでは市長よろしくお願申し上げます。

3 報 告

会 長 それでは、枚方市国民保護協議会条例に基づきまして私が会議の進行を務めさせていただきます。

まず議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りしたいことがございます。本協議会は、前回の協議会において公開で行うこととしましたが、本日もそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 異議なしということで、公開とさせていただきます。

それでは、さっそく協議会次第にあります報告案件(1)枚方市国民保護協議会委員の変更についてであります、事務局から説明をお願いします。

事務局 第1回枚方市国民保護協議会以降、協議会委員の変更がありましたので、報告させていただきます。

資料1の枚方市国民保護協議会委員名簿の左の欄の番号に網掛けをさせていただいております、5つの機関の5名の委員の方が、人事異動や組織変更に伴い、変更となっておりますので、よろしくお願いたします。簡単ではございますが、枚方市国民保護協議会委員の変更についての報告とさせていただきます。

会 長 新しい委員の皆様には、委員のご就任をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。今後ともよろしくお願申し上げます。

4 議 題

会 長 続きまして、議題(1)委員からの意見集約について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議題1「委員からの意見集約について」をご説明します。

去る6月1日に開催いたしました第一回枚方市国民保護協議会では、委員の皆さまに、本市計画試案に対する意見を照会させていただきました。そして、最終的には合計で39項目の質問と、20項目の意見をお寄せ頂きました。ありがとうございました。質問の一覧につきましてはお手許の資料2を、意見につきましては資料3をご覧下さい。そして、これらの質問と意見、それに庁内会議での協議結果を踏まえまして、お手許資料4の通り、今回計画案を修正させて頂いたところです。

これから、お寄せ頂いた質問と意見、及び計画案の修正について、順次説明して参ります。

まず資料2の「協議会委員からの計画案に対する質問等及び事務局回答」についてご説明します。

この表は、計画案に対する意見を述べて頂く際に必要となる、内容に関する協議会共通の理解を得るために、委員の皆さまからのお尋ねに対し、事務局としての考え方をお示するという形で作成したもので、去る6月13日に、同内容のものを既に委員の皆さま宛に送付させて頂いているところです。

内容としましては、項番1のような、計画上の用語の意味についてのお尋ねや、項番2のような、国民保護措置の実施イメージに関するお尋ね、項番4のような計画の構成に関するお尋ね等が主な部分を占めています。そしてそれらのご質問に対し、法令解釈や事務局内での協議を踏まえた上で、事務局としての回答を付しています。

次に資料3の「協議会委員からの計画案に対する意見等及び事務局回答」についてご説明します。ここでいう意見とは、資料2の共通認識を土台としつつ、更なる論点整理の必要性や、修正すべきと考えられる計画案中の記述箇所について、委員の皆さまに指摘を行って頂いたものです。そして、それらのご意見に対して事務局としての考え方をお示しして作成したのが資料3です。内容としましては、項番1のような、国民保護全般に対する市の姿勢に関するものや、項番2のような、記述の追加や削除に関するもの、項番3のような措置の実施イメージの

確認等が主な部分を占めています。

以上の資料2と資料3は共に、今回事務局において行った、第1回協議会以降の計画案修正に際しての基礎資料となっております。

最後に資料4「第1回協議会以降の計画案修正箇所の新旧一覧表」についてご説明します。これは、6月1日に開催いたしました第1回枚方市国民保護協議会以降において、委員の皆さまからの質問や意見、庁内での協議等を踏まえ、事務局において行った計画試案の修正箇所を、新旧対照表の形でまとめたものです。

今皆さまのお手許にある資料5の計画案は、第1回協議会においてお示した計画試案に、この対照表に掲げる83箇所の修正を加えたものです。

それでは主な修正部分についてご説明します。ここからは資料3と資料4を対照させながらお聞き下さい。まず、本市の非核平和都市宣言及び人権尊重都市宣言と、本計画との関係について、資料3の項番1にありますご指摘を受け、資料4の項番1の通り修正を行いました。計画に巻頭メッセージ「はじめに」を追加することで、それら宣言にうたわれる本市の基本姿勢及び本計画の重要性が、より明確となるようにしたものです。

また、資料3の項番3にありますように、「国民の協力」の定義や範囲が不明確とのご指摘を受け、資料4の項番5、項番8、項番68、項番70、項番72の各修正を行いました。これらにより、国民に協力を求める援助について、その内容と、それらの協力があくまでも協力を求められた国民の自発的な意思によるものであることがより明確となるようにしたものです。

さらに、資料3の項番7、項番8（ともに4ページ目）にある、第1編第4章「市の地理的、社会的特徴」に係るご指摘を受けまして、資料4の項番9、項番32（1枚目裏）、項番33（2枚目表）、項番36（2枚目表）の各修正を行いました。この章に掲げるデータを拡充し、より実際的な内容としたものです。

他にも、資料4の項番37（2枚目表）、項番41（2枚目表）のように、本市の現状と適合的でない記述の削除や修正をしたり、資料4の項番54（2枚目裏）、項番58（2枚目表）のように、「自治会」という一般的な表現を、地域活動に関する本市の独自制度である「校区コミュニティ協議会」という名称に改めたりといった修正を加えています。

なお、大変申し訳ございませんが、時間の関係上、この場ですべての修正についてご説明することは出来ませんので、その他の修正箇所の内容につきましては、お手数とは存じますが、資料2、資料3、資料4及び資料2と資料3の正誤表であります資料8を参照して、委員各自でご確認くださいようお願いいたします。

以上で議題1「委員からの意見集約について」の説明を終わります。

会 長 それでは、本件につきましてご質問ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

委 員 資料2の項番19、第1編第3章の5「消防団」のところで、意見等に対する事務局回答というかたちで、「消防団は、地域の実情を熟知し、自主防災組織や自治会、町内会などと平素から密接な協力関係を築いていることから・・・」と書かれていますが、コミュニティ協議会というのは、それぞれの校区で結成されているわけですが、私の担当している開成校区では、消防団については全く承知していないわけです。どこにそういった団体があるのかということで、これについては開成校区は香里団地を中心に発展・展開している校区ですので、そういった消防団というものはないのかもしれませんが、このことについて今後行政の方で消防団の位置づけ、たとえば開成校区についてはどこの消防団が管轄として持っているのか。あるいはできれば、消防団の団長名とか所在とかを教

えていただければありがたいのですが、あまり消防団との関係がないので、できれば将来、消防団との関係を密接に持ちたいと思っていますので、そういった支援をお願いしたいということを意見として申し述べたいと思います。

事務局 ありがとうございます。只今いただきましたご意見につきましては、自然災害も含めて地域で、校区コミュニティ協議会、消防組織である消防署、消防団、これらの連携がより密にとれないと地域住民の方の安全がなかなか確保できないということは、市としても充分理解をしております。市内に消防団・分団がございまして、それぞれのエリアを管轄していただいております。今のご質問も含めまして、担当している消防団のご紹介は、協議会終了後にお答えして説明させていただきたいと思いますが、今後、国民保護の計画にかかわらず、自主防災組織の活動も支援しておりますので、そういう意味では今後よりいっそう連携がされるよう、行政としても関係性が高められるように支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員 ありがとうございます。了解しました。

会長 他にございませんでしょうか。

委員 枚方市は、第5中隊の災害時の隊区になっており、災害発生の際は、一番にこちらに赴く部隊になりますので、これからもよろしくお願いたします。**資料4**の項番64、「・・・避難誘導を要請する。」のあと、「要請を受けた自衛官は・・・」という部分が追加になっています。さらに、項番66「・・・府、府警察等及び自衛隊に協力を要請する。」のあとも、「要請を受けた自衛隊は、・・・」という部分が追加になっています。さらに、7月27日付で、事前配布資料の記述訂正部分及び訂正内容ということで、「要請を受けた自衛官はその主たる任務である・・・」を、「なおこの場合、自衛隊は、武力攻撃事態においては、速やかに武力攻撃を排除し・・・」と改めるという内容のファックスが届いています。しかし、府の基本計画等も拝見させていただきますと、計画の第3章に「各機関の責務と役割」ということで、しっかりと自衛隊の役割について謳われております。したがって、ここの部分で、さらに追加で自衛隊がこの場合はこうするということは、前言の部分で書いてあるので、この部分は必要ないのではないかと考えております。

事務局 ただ今ご意見いただきました部分につきましては、当初国民保護法が制定されたときにも、いろいろ議論があった部分であると承知しております。その当時の議論を振り返って、いろいろ調べてまいりました。第一義的には、自衛隊は武力攻撃侵害排除ということになっておりましたので、そのへんを明確にする意味でこういう表現をさせていただいたわけですけれども、ただ今ご意見いただきました、基本方針との整合性もございまして、さらに調整・検討をしてみたいと思います。

委員 ありがとうございます。

会長 他にございませんでしょうか。

委員 1点だけ付け加えたいのですが、**資料5**の21ページの(2)外国人登録者数が、国籍別になっているのですが、「国籍別では朝鮮・韓国が最も多く・・・」と記載されています。実は朝鮮というのは国籍ではなく、今のところ符合になっており、韓国は国名です。したがって、在日コリアンの中にも2つのグループがあるということをご理解願いたいということと、先ほど冒頭で市長のご発言のように、北朝鮮のテポドン事件以後、在日コリアン特に朝鮮籍の方たち、民族学校の生徒がハラスメントの経験をすでに受けています。どうしても朝鮮籍の方が北朝鮮と直接的な関連があると誤解されがちですが、朝鮮というのは国籍ではなく、符合であり国籍でないことをご理解願いたいと思います。

事務局 ただ今いただきましたご意見の趣旨につきましては、充分理解をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

会 長 他にございませんでしょうか。ないようですので、次に進めさせていただきます。

続きまして、議題(2)枚方市国民保護計画(案)についてでございますが、「枚方市国民保護計画(試案)」に対して、委員の皆さまから貴重なご意見を多数寄せていただきました。これらの意見をもとにまとめられました「枚方市国民保護計画(案)」を、協議会の計画面案として取りまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは枚方市国民保護計画(案)の説明をさせていただきます。

第1回国民保護協議会において市が策定いたしました計画試案を提示させていただき、先ほどの議題1で審議いただきましたが、この間、皆様方から試案に対する意見をいただきました。議題2で審議いただきます資料5の枚方市国民保護計画(案)は、計画試案から委員の皆様方の意見を反映したものとなっております、本日ご審議いただきまして、協議会としての枚方市国民保護計画(案)を取りまとめて頂きますので皆様よろしくお願ひいたします。

資料5は、計画面案そのものです。**資料6**については、計画面案のポイントをまとめた概要となっております。**資料5**の計画面案は130ページにわたりますので、本日は**資料6**の概要で説明させていただきます。

それでは、**資料6**をご覧くださいと思います。概要の具体的な中身のご説明をさせていただきます。1ページは、国民保護法および法に規定されています国民保護措置の実施について記載しています。2ページは、国民保護計画についてその策定の流れについて記載しています。国の基本指針に基づき、都道府県知事及び市町村長は国民保護協議会に諮問した上で、避難、救援、災害対処など国民保護措置に関する国民保護計画を策定するとされています。

3ページは、市計画の基本的な考え方を整理しています。目的、責務、計画の策定方針を明らかにしています。当然のことですが、目的は武力攻撃事態において住民等の生命・身体・財産を保護するということです。責務につきましては、この計画の定めるところにより、国民保護措置をいかに的確、迅速に実施するか。また、市及び関係機関の責務、業務、大綱などを記載しています。計画の策定方針につきましては、3点あり、1点目は国の基本指針・府計画に基づき「市町村国民保護計画大阪府版基本モデル」を基本とすることを挙げています。また、計画は基本的枠組みを示すこととしており、具体的な実施手順などは、19年度に策定する実施マニュアルに委ねることにしております。2点目は市の特性に留意した実行性のある計画とするために、大阪で特に想定される事態を示して、そのことを念頭においた初動体制の確立と避難措置の実施を重視したものにしています。3点目は地域における対応力の強化を図るため、近隣市町村、関係機関、住民等の自発的な協力との連携・協働を重視しているところです。

次に4ページをご覧くださいと思います。ここでは、計画の構成を整理しています。計画に巻頭メッセージ「はじめに」を策定し、非核平和都市宣言や人権尊重都市宣言を行っている本市の基本姿勢及び本計画の重要性を明確にしています。『第1編 総論』では、本計画の保護対象について、国籍を問わず、市域にいる全ての住民を本計画において保護対象とするということを計画の中で明らかにさせていただいております。また、基本指針として、基本的人権の尊重や権利利益の迅速な救済に加えて、地域防災計画等の蓄積の活用を含めて9項目を掲げています。事態想定については、大阪の特性を踏まえ、特に想定される事態について、記載しています。また、ここでは武力攻撃事態対処において、特に留意しなければならない特性として、地理的、社会的特性なども定義をしていま

す。

『第 2 編 武力攻撃事態等への対処』では、国が事態認定をする前の初動体制の確立や、高齢者、障害者などの災害時要援護者への警報・避難指示の伝達方法、さらに想定される事態に応じた避難誘導の他、食糧・医療などを提供する救援や消火等の救助活動などの災害対処について、対応しています。

『第 3 編 平素からの備え』では、『第 2 編 武力攻撃事態等への対処』を的確に実施するための平素の備えとして、近隣市町村との相互応援協定や複数の避難実施要領パターンの作成、住民避難や緊急物資の運送経路などの確保、住民参加型訓練の実施についても記載をしています。

『第 4 編 復旧等』では、事態終息後の施設の復旧や権利利益の救済、損失・損害補償などについて記載しています。巻末には資料編を作成し、法律や条例、様式やデータなどを記載します。

次に 5 ページです。本計画が対象とする事態について、府計画と同様、国が基本指針で示した武力攻撃 4 類型（着上陸、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃）と緊急処理事態 4 事態例（危険物質を有する施設への攻撃、大規模集客施設・駅・列車の爆破、炭疽菌・サリンの大量散布、航空機による自爆テロなど）全てを対象とし、類型ごとに被害の範囲と避難距離、事態予測の可否と避難までの時間的余裕を整理しています。

資料 5 の本編では 26 ページの第 1 編第 5 章に掲載しています。

次に 6 ページをご覧ください。ここでは初動段階から応急措置段階、本格的実施段階、復旧段階に至る事態進行に応じて、どのような体制を組み、避難、救援、災害対処を実施するか、時系列的に整理をしています。初動段階から復旧段階までについては、国民保護法が想定する事態発生後、直ちに国において事態認定がされた場合の流れを記載しています。資料 5 の本編では 42 ページからの第 2 編に掲載しています。初動段階では、知事を経由して国の対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けますと、直ちに、市におきましては、市国民保護対策本部を設置し、市及び市域内の関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進を図ります。また、府から警報発令の通知を受け、住民への伝達、府から被災者の受入病床の情報の確保などの準備を行うこととしています。応急段階では、府からの避難指示に基づき、避難住民の誘導を実施することを基本としています。ただ、住民を切迫する危険から守る必要がある場合については、市が自らの判断で一時的な退避指示を行うこととなります。本格的実施段階では、府との役割分担に基づいて避難施設の開設や食糧や医療の提供を行うほか、安否情報の収集・提供などを実施してまいります。復旧段階では、国の指示を受けて府が避難指示を解除し、市が避難住民の復帰誘導を行います。以上が事態発生後、直ちに事態認定がある場合の説明ですが、テロなど突発的に起こった場合については、すぐに国の事態認定がなされない場合が考えられるので、事態認定がなされるまでの間は、市の判断で災害対策本部又は危機管理緊急対策本部を設置し、措置を実施するというようにしています。

次に 7 ページをご覧ください。ここでは市の実施体制について事態発生後、直ちに国の事態認定がある場合とない場合に分けて定義しています。資料 5 の本編では 42 ページの第 2 編第 1 章第 1 節に掲載しています。直ちに事態認定がある場合については、国民保護対策本部を設置しますが、都市部に起こる可能性の高い事態、ゲリラ攻撃や駅の爆破など緊急事態などの場合は、突発的に発生し、直ちに事態認定がないことが想定されますので、この場合、災害対策本部又は危機管理緊急対策本部を設置し事態認定後、国民保護対策本部に切り替えるという実施体制を整理しているところです。

次に 8 ページをご覧ください。ここでは住民への情報伝達の流れとして、警報及び避難指示の

伝達フローの図式をしています。資料5の本編では54ページの第2編第2章に掲載しています。大都市地域の特性や災害時要援護者への配慮を踏まえ、24時間365日、迅速に警報等を伝達できるよう防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの他、携帯電話の一斉メールなど新たな伝達手段を確保することとしています。具体的な伝達方法としては、市がサイレンや広報車などを使い校区コミュニティ協議会等の協力を得て、住民に伝達する基本ルートに加えてテレビやラジオの放送、大規模施設などへの通知を通じて伝達するとともに関係団体と連携した多様なルートや手段を確保することにより、在宅高齢者や障害者、日本語の理解が十分でない外国人などへの伝達へ配慮することとしています。

最後に9ページの平素からの備えについて、ご説明させていただきます。資料5の本編では106ページの第3編に掲載しています。組織体制の整備については武力攻撃やテロ等に応じた初動体制を確保するため、常備消防機関との連携を図りつつ、速やかに市長等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保します。連携体制の整備については、事態が発生すると広域的な対応が必要となることから、平素から府や近隣市町村と緊密な情報共有を図るとともに、広域的な避難・救援・災害対処が実施できるよう「相互応援協定」を締結します。避難誘導については、事態想定に応じた避難誘導を実施するため、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成することとしています。さらに運送の確保として、発達した交通網を活用し、広域的な避難や救援物資の運送が行えるよう鉄道やバスの輸送力を把握しておくとともに、避難経路、運送経路を府および近隣市町村と確認していくこととしています。広報・啓発、訓練については、阪神淡路大震災で培いました、自助、共助の精神を踏まえ、避難や救援などに対する住民の自発的な協力を得るため、様々な媒体・機会を活用した国民保護に関する広報・啓発を行うほか、ボランティア団体の活動支援や住民の自発的協力による訓練を実施することとしています。以上、計画(案)の概要について、簡単ではございますが説明を終わります。

会長 それでは、本件につきましてご質問ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

委員 今の概要の説明で、何をやるのかはよく分かったのですが、それができるかということが問題になるのかと思いますが、資料5計画案のなかで、消防や消防力を使うという規定があちこちにあると思いますが、枚方市の場合は、広域消防ですので、消防力のすべてを枚方市に使うことは多分できないだろうと思います。隣の市の国民保護計画との間の協定というのを、計画案本編の中で記載したほうがいいのか、そういうことをするという事は当然わかっているので、ここに記載はしないけれども、どこかにそういう協定をしますといったマニュアルのようなもので書く予定なのかということが1点と、することはまちがないと思うのですが、消防力を寝屋川とどういうふうに按分するのかということは、その都度決めさせてもらいたいのと思うので、あまりがちとしたものを書かれるのは困るだろうと思うのですが、しかしながらそれが記載されていないと、いざと言う時にどっちがどの位使うかという話し合いをしている暇もないということが、現実の緊急事態にはありうるのでそこを考えていただきたいというのが1点。もう1点、自然災害にはよくあることですが、警報が出ても、住民に伝わらないということがありますが、特に気象庁が津波警報を出しますと、市町村は自動的に避難勧告という地域防災計画を持っているところが多いのですが、ところが気象官庁の発令が夜中になりますと、結局各市町村は出さなかったという事が過去の事例にありまして、一番最後に警報の伝達というところで思ったのですが、今回のテポドンの関係でいろいろな情報収集等をされたと思いますが、警報を発令するまでの間で、今回の事案に危機管理室が対処されたときの教訓というか経験から、本計画案にこういうことがあったらいいというようなことがもしあれば、教えてい

ただきたいということです。

事務局 まず、1点目のご意見についてですが、ご存知のとおり枚方の場合は消防組合という組織になっていますので、隣接する寝屋川市と消防力についての関連性は非常に強くなっています。もう1点のほうでもおっしゃっていただいたとおり、枚方市の国民保護計画上で表現させていただくということになりますと、基本的な枠組みの計画という性格上非常に難しい点があるかもしれません。実際には、来年度に基本的な枠組みに基づいて実施マニュアルというようなものを、それぞれ市町村が策定することになっています。また今年度の計画策定においても、隣接市と情報共有を行いながら進めていますが、今ご意見にありました趣旨につきましては、寝屋川市とも十分に情報共有をしながら、行ってまいりたいと思います。基本的には、できましたら実施マニュアルのほうで、消防力についての表現を考えていきたいと思っています。続きまして、警報の伝達についてですが、大阪府では、24時間の連絡体制をとるということで、すでに当直制度を設けられています。市町村においてはまだそこまでの24時間体制にはなっていませんが、先ほどの組合消防本部は当然、当直制度を設けておりますので、消防本部と連携したかたちでの連絡手段を構築していくということで、今後実施マニュアル等において整理を図っていきたいと考えております。

会 長 他にございませんでしょうか。

委 員 計画案の中に、安否確認等地域と連携しながらとありますが、私ども民児協が常に不安に思っていることは、一人暮らしや高齢者、障害をお持ちの方たちの安否確認するために、私たちが調べた台帳は持っていますが、それには限りがあります。常に市の方に要望していることは、住民台帳でそういうことが把握できるのであれば、個人情報がありながらも担当民生委員は守秘義務もありますので、地域を担当している身近な民生委員にそういう方たちの資料を出していただく予定はあるのでしょうか。民生委員が調べている範囲では限りがありますので、そういうところはどうかお考えでしょうか。

事務局 今の災害時要援護者のリストということですが、これは国民保護法に限らず自然災害でも災害時要援護者の支援プランを作成するということは、国の方で決められています。危機管理部におきましても支援プランの作成に向けて、積極的に取り組んできているところがございます。本市におきましても現在、支援プラン作成に向けて検討を進めているところがございます。従いまして、今ご意見いただきました災害時要援護者の情報につきましては、個人情報との絡みもありますが、この辺の整理を図って、できるだけ地域でも情報共有していただけるような方向で検討していきたいと考えております。

会 長 他にございませんでしょうか。それではご意見等ございませんようですので、枚方市国民保護計画（案）をご確認いただけたということによろしいでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 異議なしということで原案通り確認させていただきます。

続きまして、議題（3）国民保護計画策定スケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議題3「今後のスケジュール」についてご説明します。

年度を通じての計画策定スケジュールにつきましては、お手許にあります資料7の通りですが、ここでは今回の協議会終了後、次回の協議会までの予定についてご説明します。なおこのスケジュール表は、先の第一回協議会においてお配りしたものに、主な会議の日程を新たに挿入した改変版となっております。

それでは説明に入ります。さきほどの議題において、内容についてご確認頂いた計画案につきましては、これからおよそ一ヶ月間の準備の後、9月から10月にかけて、大阪府との事前協議と対市民のインターネットアンケートを平行して行ってまいります。このうち、大阪府との事前協議につきましては、来年の1月から2月にかけて行う予定の大阪府知事との本協議を円滑に行うことを目的とするもので、主に大阪府の計画や、他の府内市町村の計画案との整合性を確認する目的で行われるものです。

また、対市民インターネットアンケートにつきましては、市政への市民参画の機会を保障するとともに、それら市民からの意見を考慮しながら計画の策定を進めていくことを目的として行うもので、市内に在住、在勤、在学の方を対象に、来たる9月1日(金)から10月2日(月)にかけて意見を募集する予定です。

その方法としましては、さきほどの議題でお示した資料5の「枚方市国民保護計画(案)」と、資料6の「枚方市国民保護計画(案)の概要」をホームページ上で公開し、電子メールによる意見募集を行うとともに、市役所本庁と香里ヶ丘、津田、北部の3支所の計4箇所にそれらを印刷の上配置し、FAXや郵便を使っての、紙による意見提出も可能とすることとしています。さらに資料6「枚方市国民保護計画(案)の概要」については点字訳をし、目の不自由な方の参画機会にも配慮をする予定です。

アンケート結果につきましては、10月上旬までに、事務局において、これに伴う計画内容の修正を含めた整理を行った上で、中旬から下旬にかけて、委員のみなさまに対して意見照会を行う予定です。そして、事前協議、市民アンケート、みなさまからの意見集約及び庁内会議での協議結果を踏まえ、計画答申案の原案を事務局において整理の上、11月17日(金)開催の第3回協議会においてお諮りし、協議会答申を取りまとめて頂く予定です。以上でスケジュールについての説明を終わります。

会 長 それでは、本件につきましてご質問ご意見等ございましたらご発言をお願いします。特にございませんでしょうか。それでは、今後の国民保護計画策定事務につきましては、さきほど事務局より説明がございましたように、インターネットアンケート結果及び大阪府との事前協議における府からのアドバイス及び庁内の策定会議委員・幹事からの意見等を事務局で意見集約したものをご提示させていただき、委員のみなさまから答申に向けた意見をいただくといった形で進めさせていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 ありがとうございます。それでは、今後の国民保護計画策定事務につきましては、スケジュールに沿った形で進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

会 長 それではその他として事務局から事務連絡等ありましたらお願いします。

事務局 事務連絡を2点させていただきます。まず、協議会議事録の確認について説明いたします。事務局で取りまとめた議事録案の確認方法といたしまして、前回と同様に議事録案を委員の皆様方に送付し、確認していただきたいと考えていますのでよろしく願いいたします。

続きまして2点目ですが、次回第3回枚方市国民保護協議会を誠に勝手ではございますが、11月17日金曜日午後3時から、会場は申し訳ございませんが、市役所ではなく、[かがやきプラザ きらら]で開催したいと存じます。京阪電車枚方市駅より京都寄りの御殿山駅と牧野駅のちょうど中間に位置しますことから、市役所から送迎バスを出す予定をしております。後日正式に開催通知を送付させていただきますので、委員の皆様には、大変お忙しいことと存じますが、日程調整のうえご出席いただきますようよろしく願いいたします。以上で事務連絡を終

わります。

会 長 ただ今の事務連絡につきまして、何か質問はありませんか。

委 員 質疑なし

会 長 本日は限られた時間の中で様々なご意見とご議論いただきましてありがとうございました。本日、皆様からいただきました貴重なご意見、また、今後実施いたしますインターネットアンケート、府との事前協議により出される意見等を集約し、趣旨を踏まえまして、次回、11月17日に開催いたします第3回の枚方市国民保護協議会において答申に反映させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
本日はどうもありがとうございました。

5 閉 会

同 会 それでは、以上を持ちまして「第2回枚方市国民保護協議会」は閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。